

第33回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成30年6月21日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
渋谷ヒカリエ9階 ヒカリエホールB

決議事項

- 第1号議案
第33期剰余金処分の件
- 第2号議案
当社株式の大量取得行為に関する対応策
（買収防衛策）更新の件
- 第3号議案
取締役（監査等委員であるものを除く。）
15名選任の件
- 第4号議案
監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案
補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第33回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	4
事業報告……………	39
連結計算書類……………	60
計算書類……………	71
監査報告……………	79

トランス・コスモス株式会社

証券コード：9715

証券コード 9715
平成30年5月30日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号
トランス・コスモス株式会社
代表取締役社長兼COO 奥 田 昌 孝

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使いただくことができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の「議決権行使等についてのご案内」に記載の行使期限までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月21日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
渋谷ヒカリエ9階 ヒカリエホールB
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第33期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算
書類監査結果の報告の件
 2. 第33期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
計算書類の報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 第33期剰余金処分の件
 - 第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）15名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 修正事項のご通知方法
株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.trans-cosmos.co.jp/ir/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ホームページに開示いたしました。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1. 株主総会へのご出席による議決権行使



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 平成30年6月21日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
渋谷ヒカリエ9階 ヒカリエホールB
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

2. 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 平成30年6月20日（水曜日）午後5時50分 到着分まで

3. インターネット等による議決権行使



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォンで読み取りいただくと、簡単に議決権行使サイトへアクセスいただけます。

行使期限 平成30年6月20日（水曜日）午後5時50分 行使分まで

インターネット等による議決権行使について

- ① 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ② インターネットによって複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への料金（接続料金等）は株主様のご負担となります。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120-652-031 (受付時間 9:00～21:00)

2. その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
- ② 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120-782-031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案およびその参考事項

第1号議案 第33期剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置づけ、業績に連動した配当性向重視型を採用しており、株主の皆様に対する利益還元を図ることにより、結果として当社株式の市場価値を高めることを基本方針としております。

当事業年度の連結業績は、親会社株主に帰属する当期純損失を計上することとなりましたが、その要因に株式等の資産評価損など一時的な損失が含まれていることから当該評価損等を除外し、上記方針をふまえ、当事業年度の配当を次のとおりといたしたく存じます。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 23円 総額 953,940,686円
剰余金の配当が効力を生ずる日	平成30年6月22日（金曜日）

第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成27年5月15日開催の当社取締役会決議において、株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）の更新を決議し、同年6月24日開催の当社第30期事業年度に係る当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきましたが、旧プランの有効期間は、本総会終結の時までとされております。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成30年5月15日開催の当社取締役会において、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下かかる改定後の基本方針を「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。

つきましては、当社定款第35条第2項の定めに基づき、本プランに利用するために、下記2.「提案の内容」の要領で新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者と

の交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、お客様の満足度の大きさに価値を置き、企業価値の維持・向上に努めております。当社の企業価値の源泉は、①情報処理アウトソーシングビジネスの先駆けとして創業以来蓄積してきた総合的な「IT活用力」、②環境変化に即応し最新技術を創意工夫で融合させてゆくことのできる「人」の存在、③独立系企業としての強みを生かして構築された様々な「顧客との間の安定的・長期的な信頼関係」、にあると考えております。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①もしくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれに類似する行為（これらの提案（注1）を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）およびその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新

株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下にかかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとしします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手續を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたものとし、また、条件または留保等は付されてはならないものとしします。）および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社または独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については注9に、本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者および買付者等を被支配法人等（注11）とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、

過去の法令違反等の有無および内容、ならびに当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。) (注12)

- ② 買付等の目的、方法および具体的内容 (対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。)
- ③ 買付等の価格およびその算定根拠
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容および買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け (買付等の資金の提供者 (実質的提供者を含みます。)) の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主 (買付者等を除きます。)、当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報 (追加的に提出を求めた情報も含みません。以下同じとします。) が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見 (留保する旨の意見を含むもの) とします。以下同じとします。) およびその根拠資料、代替案 (もしあれば) その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの買付説明書その他の情報等の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から90日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います (以下、かかる独立委員会による情報収集および検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。)

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされること

を確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由（同(3)に記載される準発動事由も含み、以下「本発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合等には、引き続き買付者等より情報提供を受ける必要や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策（注13）

（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称します。）を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、ある買付等について本発動事由のうち発動事由その2（以下、「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合等には、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、本発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について本発動事由に該当するとの判断に至らなかった場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が本発動事由に該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。ただし、下記(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i)上記(e)に従い、独立委員会が、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、または(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性等が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実および独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当て等の要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社または当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、または買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合

- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合（本プランにおいて「準発動事由」といいます。）には、本プランの発動として法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しな

い日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含みます。)に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者(注14)、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者(注15)、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注16)(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由(注17)が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成30年5月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとしします。

(7) その他の事項

本プランの内容のうち、本議案に定めのない事項または本議案に抵触しない事項については、当社取締役会において定めることができるものとしします。

(注1) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとしします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）。本議案において同じとしします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとしします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとしします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとしします。

(注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとしします。

(注9) 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。

- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、または(ii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならぬ。

- ・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は本新株予約権の無償割当てその他の法令および当社定款の下で取りうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称する。）の実施または不実施、本新株予約権の無償割当て等の中止または本新株予約権の無償取得、当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、または別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項その他所定の事項について決定を行うことができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

(注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注11) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

(注12) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

(注13) 具体的には、株主総会において買付者等に対し買付等の中止を求める決議を行うことなどが考えられます。

(注14) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとして、本議案において同じとします。

- (注15) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注16) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注17) 具体的には(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回または爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

以 上

独立委員会委員略歴

本更新時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

氏名： 宇陀 栄次 (うだ えいじ)

生年月日： 昭和31年8月3日

略歴： 昭和56年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
平成11年1月 同社 理事情報サービス産業事業部長
平成13年1月 ソフトバンク・コマース株式会社 (現ソフトバンク株式会社)
代表取締役社長
平成16年3月 salesforce.com, Inc. Senior Vice President
平成16年4月 株式会社セールスフォース・ドットコム 代表取締役社長
平成24年4月 salesforce.com, Inc. Executive Vice President
平成26年6月 当社 社外取締役
平成28年3月 ユニファイド・サービス株式会社 代表取締役会長
平成28年4月 フォー・ユー・ライフケア株式会社 代表取締役社長
平成28年6月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
平成29年12月 ユニファイド・サービス株式会社 代表取締役会長兼社長 (現任)
平成30年4月 フォー・ユー・ライフケア株式会社 取締役会長 (現任)
現在に至る

宇陀栄次は、現在、当社の社外取締役 (監査等委員) であり、また、本総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役 (監査等委員) として再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

氏名： 鳩山 玲人 (はとやま れひと)

生年月日： 昭和49年1月12日

略歴： 平成9年4月 三菱商事株式会社入社
平成20年5月 株式会社サンリオ入社
平成25年4月 同社 常務取締役
平成25年6月 株式会社ディー・エヌ・エー 社外取締役
平成27年6月 Sanrio Media & Pictures Entertainment, Inc. CEO
平成28年3月 LINE株式会社 社外取締役 (現任)
平成28年4月 ピジョン株式会社 社外取締役 (現任)
平成28年6月 当社 社外取締役 (現任)
平成28年7月 株式会社鳩山総合研究所 代表取締役 (現任)
現在に至る

鳩山玲人は、現在、当社の社外取締役であり、また、本総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

氏 名： 島田 亨（しまだ とおる）

生年月日： 昭和40年3月3日

略 歴： 昭和62年4月 株式会社リクルート入社
平成元年6月 株式会社インテリジェンス（現パーソルキャリア株式会社）設立
平成元年9月 同社 取締役
平成20年1月 株式会社楽天野球団 代表取締役社長兼オーナー
平成26年11月 楽天株式会社 代表取締役
平成28年6月 当社 社外取締役（現任）
平成29年3月 株式会社U-NEXT 取締役副社長COO
平成29年12月 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 取締役副社長COO（現任）
株式会社USEN NETWORKS 代表取締役社長（現任）
現在に至る

島田亨は、現在、当社の社外取締役であり、また、本総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)15名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く。)全員(16名)の任期は、本総会終結の時をもって満了となります。つきましては、取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、下表のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位・職位	候補者属性
1	おく だ こう き 奥 田 耕 己	代表取締役グループCEOファウンダー	再任
2	ふな づ こう じ 船 津 康 次	代表取締役会長兼CEO	再任
3	おく だ まさ たか 奥 田 昌 孝	代表取締役社長兼COO	再任
4	いわ しみ こう いち 石 見 浩 一	取締役副社長執行役員	再任
5	もり やま まさ かつ 森 山 雅 勝	取締役専務執行役員	再任
6	なが くら しん いち 永 倉 辰 一	取締役専務執行役員	再任
7	む た まさ あき 牟 田 正 明	取締役専務執行役員	再任
8	こう の まさ とし 高 野 雅 年	取締役上席常務執行役員	再任
9	ほん だ ひと し 本 田 仁 志	取締役上席常務執行役員兼CFO	再任
10	しら いし きよし 白 石 清	取締役上席常務執行役員兼CTO	再任
11	さ とう しゅん すけ 佐 藤 俊 介	取締役上席常務執行役員兼CMO	再任
12	かみ や たけ し 神 谷 健 志	取締役上席常務執行役員	再任
13	オーウェン・マホニー	社外取締役	再任 社外 独立
14	はと やま れ ひと 鳩 山 玲 人	社外取締役	再任 社外 独立
15	しま だ とおる 島 田 亨	社外取締役	再任 社外 独立

候補者
番号

1

再任

おく だ こう き
奥田 耕己 (昭和12年1月9日)

所有する当社株式の数 5,498,800株
(一株)

略歴・当社における地位・担当

昭和41年 6月	丸栄計算センター(株)代表取締役社長	平成14年 9月	代表取締役会長兼グループCEO
昭和60年 6月	当社代表取締役社長	平成15年 6月	代表取締役グループCEOファウンダー (現任)
平成10年 6月	代表取締役会長兼社長		

●取締役候補者とした理由

当社の創業者であり、長年にわたり代表取締役を務め、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮してまいりました。経営者としての豊富な経験と卓越した知見を活かすことにより、当社の取締役会における重要な業務執行の決定および執行部門に対する監督機能の強化が期待できると判断したため取締役の候補者いたしました。

候補者
番号

2

再任

ふな つ こう じ
船津 康次 (昭和27年3月18日)

所有する当社株式の数 25,200株
(6,980株)

略歴・当社における地位・担当

昭和56年 4月	(株)リクルート入社	平成14年 9月	代表取締役社長兼CEO
平成 7年12月	(株)北海道じゃらん取締役	平成15年 6月	代表取締役会長兼CEO(現任)
平成10年 4月	当社入社 事業企画開発本部長	平成26年10月	カドカワ(株)社外取締役(現任)
平成10年 6月	常務取締役		
平成11年 6月	専務取締役海外事業統轄補佐		
平成12年 4月	代表取締役副社長 総合営業本部、コンサルティング本 部、各事業本部担当		

重要な兼職の状況

カドカワ(株)社外取締役

●取締役候補者とした理由

平成15年に代表取締役会長兼CEOに就任し、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮してまいりました。経営者としての豊富な経験と卓越した知見を活かすことにより、当社の取締役会における重要な業務執行の決定および執行部門に対する監督機能の強化が期待できると判断したため取締役の候補者いたしました。

候補者
番号

3

再任

おく だ まさ たか

奥田 昌孝 (昭和42年3月29日)

所有する当社株式の数 5,910,368株
(24,413株)

略歴・当社における地位・担当

昭和63年 4月	当社入社	平成14年 9月	代表取締役副社長兼COO
平成 8年 6月	取締役マーケティング本部副本部長	平成15年 6月	代表取締役社長兼COO (現任)

●取締役候補者とした理由

平成15年に代表取締役社長兼COOに就任し、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮してまいりました。経営者としての豊富な経験と卓越した知見を活かすことにより、当社の取締役会における重要な業務執行の決定および執行部門に対する監督機能の強化が期待できると判断したため取締役の候補者としたしました。

候補者
番号

4

再任

いわ み こう いち

石見 浩一 (昭和42年1月10日)

所有する当社株式の数 11,600株
(491株)

略歴・当社における地位・担当

平成 5年 4月	味の素(株)入社	平成30年 2月	取締役副社長執行役員海外事業統括責任者兼DEC統括担当兼サービス推進本部担当兼サービス推進本部コンサルティング第二統括責任者
平成13年 3月	当社入社	平成30年 3月	transcosmos Korea Inc. 取締役会長兼CEO (現任)
平成14年 6月	取締役事業開発統括本部副本部長	平成30年 4月	当社取締役副社長執行役員海外事業統括責任者兼DEC統括担当兼サービス推進本部担当 (現任)
平成15年 6月	常務取締役マーケティングチェーンマネジメントサービス事業本部サービス本部長		
平成17年 6月	専務取締役		
平成18年 6月	取締役副社長		
平成24年 3月	transcosmos Korea Inc. 取締役会長		
平成27年 2月	优趣汇(上海)供应链管理有公司董事(現任)		
平成29年 6月	当社取締役副社長執行役員海外事業統括責任者兼DEC統括担当兼サービス推進本部担当		

重要な兼職の状況

transcosmos Korea Inc. 取締役会長兼CEO
优趣汇(上海)供应链管理有公司董事

●取締役候補者とした理由

当社および国内外グループ会社の経営者としての豊富な経験と卓越した見識を有しており、当社および当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の監督を適切に行うことができると判断し、取締役の候補者としたしました。

候補者
番号

5

再任

もり やま まさ かつ
森山雅勝 (昭和45年5月21日)

所有する当社株式の数
2,000株
(7,239株)

略歴・当社における地位・担当

平成5年4月	プライスウォーターハウスコンサル タント(株) (現日本アイ・ビー・エム(株)入社)	平成15年6月	常務取締役
平成12年6月	当社入社	平成17年9月	専務取締役BtoC事業戦略本部長
平成14年6月	取締役	平成29年6月	取締役専務執行役員事業開発本部長 (現任)

●取締役候補者とした理由

事業戦略・開発分野の豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の監督を適切に行うことができると判断し、取締役の候補者としていたしました。

候補者
番号

6

再任

なが くら しん いち
永倉辰一 (昭和39年1月7日)

所有する当社株式の数
1,000株
(3,024株)

略歴・当社における地位・担当

昭和61年3月	(株)リクルート入社	重要な兼職の状況 PFSweb, Inc. Director
平成10年6月	当社入社	
平成18年6月	専務取締役	
平成25年5月	PFSweb, Inc. Director (現任)	
平成29年6月	当社取締役専務執行役員海外事業統括 副責任者兼海外事業統括シリコンバレ ー支店長兼transcosmos America, Inc. President, CEO (現任)	

●取締役候補者とした理由

海外事業分野の豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の監督を適切に行うことができると判断し、取締役の候補者としていたしました。

候補者
番号

7

再任

む た ま さ あ き
牟田 正明 (昭和40年2月9日)所有する当社株式の数
108株
(2,354株)**略歴・当社における地位・担当**

平成元年4月	(株)リクルート入社	平成27年4月	専務取締役営業統括責任者兼サービス推進本部担当兼DEC統括AE担当
平成13年11月	(株)アスクジープスジャパン取締役副社長	平成29年6月	取締役専務執行役員営業統括責任者兼サービス推進本部担当兼DEC統括AE担当
平成15年6月	当社入社 取締役マーケティングチェーンマネジメントサービス事業本部営業第一本部副本部長	平成30年4月	取締役専務執行役員営業統括責任者兼海外事業統括副責任者兼サービス推進本部担当兼DEC統括担当(現任)
平成24年6月	上席常務取締役営業統括責任者兼営業統括グローバル営業統括部長		

●取締役候補者とした理由

営業戦略・事業推進分野の豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の監督を適切に行うことができると判断し、取締役の候補者いたしました。

候補者
番号

8

再任

こ う の ま さ と し
高野 雅年 (昭和40年8月22日)所有する当社株式の数
4,800株
(1,186株)**略歴・当社における地位・担当**

昭和61年3月	当社入社	平成29年6月	取締役上席常務執行役員BPOサービス統括責任者兼サービス推進本部長(現任)
平成23年6月	常務執行役員サービス統括サービス推進本部長		
平成25年6月	上席常務取締役ビジネスプロセスアウトソーシングサービス総括責任者兼サービス推進本部副本部長		

●取締役候補者とした理由

BPO・事業推進分野の豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の監督を適切に行うことができると判断し、取締役の候補者いたしました。

招集
通知株主総会
参考書類

事業報告

連結計算
書類

計算書類

監査報告

候補者
番号

9

再任

ほんだひとし
本田仁志 (昭和42年4月1日)

所有する当社株式の数

一株
(857株)

略歴・当社における地位・担当

平成2年4月 (株)東芝入社
平成17年10月 (株)ファーストリテイリング入社
平成20年8月 当社入社 執行役員経営企画部長
平成26年6月 上席常務取締役CFO兼経理財務本
部、管理本部、関係会社経営管理本部、
投資管理統括部、経営管理本部担当

平成27年2月 优趣汇(上海)供应链管理有限公司監
事(現任)
平成29年6月 当社取締役上席常務執行役員兼CFO
本社管理総括責任者(現任)

重要な兼職の状況

优趣汇(上海)供应链管理有限公司監事

●取締役候補者とした理由

財務戦略分野の豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループの財務体質強化・資本政策を推進してまいりました。引き続き最高財務責任者の立場から事業の成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の監督を適切に行うことができると判断し、取締役の候補者いたしました。

候補者
番号

10

再任

しらいし きよし
白石 清 (昭和31年9月26日)

所有する当社株式の数

一株
(579株)

略歴・当社における地位・担当

昭和56年4月 富士通(株)入社
昭和63年7月 (株)リクルート入社
平成10年11月 当社入社 事業企画開発本部副本部長
(株)ジェイストリーム(現(株)Jストリー
ム)代表取締役社長
平成26年6月 当社上席常務取締役CTO兼サービス
推進本部付

平成28年4月 (株)Jストリーム取締役会長(現任)
平成29年6月 当社取締役上席常務執行役員兼CTO
サービス推進本部副本部長(現任)

重要な兼職の状況

(株)Jストリーム取締役会長

●取締役候補者とした理由

技術分野の豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループの新たな事業における技術開発を推進してまいりました。引き続き最高技術責任者の立場から事業の成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の監督を適切に行うことができると判断し、取締役の候補者いたしました。

候補者
番号

11

再任

さとうしゅんすけ
佐藤俊介 (昭和53年6月3日)

所有する当社株式の数 339,500株
(一株)

略歴・当社における地位・担当

平成13年4月 バリュースクリップジャパン(株)入社
平成23年11月 (株)エスワンオーインタラクティブ代
表取締役会長
平成27年3月 (株)ビーグリー社外取締役(現任)
平成27年4月 SOCIAL GEAR PTE LTD
Managing Director(現任)
平成28年6月 当社入社 取締役CMO

平成29年6月 取締役上席常務執行役員兼CMO
DEC統括DECイノベーション担当
平成30年4月 取締役上席常務執行役員兼CMO
マーケティング本部担当兼DEC統括
担当(現任)

重要な兼職の状況

(株)ビーグリー社外取締役

●取締役候補者とした理由

マーケティング分野の豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループのブランディング・EC事業を推進してまいりました。引き続き最高マーケティング責任者の立場から事業の成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の監督を適切に行うことができると判断し、取締役の候補者となりました。

候補者
番号

12

再任

かみやたけし
神谷健志 (昭和48年8月30日)

所有する当社株式の数 一株
(327株)

略歴・当社における地位・担当

平成10年4月 日本電信電話(株)入社
平成17年7月 Bain&Company Japan, Inc. 入社
平成27年10月 当社入社 常務執行役員経営戦略本部長
平成28年6月 上席常務執行役員経営戦略本部長
平成29年6月 取締役上席常務執行役員経営戦略本
部長兼DEC統括副責任者兼DEC統
括グローバルEC・DS推進本部長兼
DEC統括グローバルEC・DS本部長

平成30年4月 取締役上席常務執行役員経営戦略本
部長兼グローバルEC・DS推進本部長
兼DEC統括担当兼DEC統括グロー
バルEC・DS本部長(現任)

●取締役候補者とした理由

経営戦略やコンサルティング業界での豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の監督を適切に行うことができると判断し、取締役の候補者となりました。

招集
通知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

連
結
計
算
書
類

計
算
書
類

監
査
報
告

候補者
番号

13

再任

社外

独立

オーウェン・マホニー (昭和41年12月28日)

所有する当社株式の数

一株
(一株)

在任期間 3年

略歴・当社における地位・担当

平成21年 9月 Outspark Inc. 代表取締役
平成22年 8月 (株)ネクソンCFO
平成22年 9月 同社取締役
平成26年 3月 同社代表取締役社長(現任)

平成27年 6月 当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

(株)ネクソン代表取締役社長

●社外取締役候補者とした理由

BtoC事業・インターネットサービス事業等における国内外の豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社がグローバルな事業経営を推進し、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社の経営および業務執行を監督する適切な人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

14

再任

社外

独立

はとやま れ ひと
鳩山 玲 人 (昭和49年1月12日)

所有する当社株式の数

一株
(一株)

在任期間 2年

略歴・当社における地位・担当

平成 9年 4月 三菱商事(株)入社
平成20年 5月 (株)サンリオ入社
平成25年 4月 同社常務取締役
平成25年 6月 (株)ディー・エヌ・エー社外取締役
平成27年 6月 Sanrio Media & Pictures
Entertainment, Inc. CEO
平成28年 3月 LINE(株)社外取締役(現任)
平成28年 4月 ピジョン(株)社外取締役(現任)

平成28年 6月 当社社外取締役(現任)
平成28年 7月 (株)鳩山総合研究所代表取締役(現任)

重要な兼職の状況

LINE(株)社外取締役
ピジョン(株)社外取締役
(株)鳩山総合研究所代表取締役

●社外取締役候補者とした理由

BtoC事業・EC事業等における豊富な経験と幅広い見識、ソーシャル・コミュニケーションに関する高い見識を有しており、当社がグローバルな事業経営を推進し、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社の経営および業務執行を監督する適切な人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

15

再任

社外

独立

しまだ
島田

とおる
亨 (昭和40年3月3日)

所有する当社株式の数

一株
(一株)

在任期間 2年

略歴・当社における地位・担当

昭和62年4月 (株)リクルート入社
平成元年6月 (株)インテリジェンス(現パーソルキ
ヤリア(株))設立
平成元年9月 同社取締役
平成20年1月 (株)楽天野球団代表取締役社長兼オーナー
平成26年11月 楽天(株)代表取締役
平成28年6月 当社社外取締役(現任)
平成29年3月 (株)U-NEXT取締役副社長COO

平成29年12月 (株)USEN-NEXT HOLDINGS取締役
副社長COO(現任)
(株)USEN NETWORKS代表取締役社
長(現任)

重要な兼職の状況

(株)USEN-NEXT HOLDINGS取締役副社長COO
(株)USEN NETWORKS代表取締役社長

●社外取締役候補者とした理由

会社経営者としての豊富な経験とインターネットサービス事業・EC事業等における幅広い見識を有しており、当社がグローバルな事業経営を推進し、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社の経営および業務執行を監督する適切な人材と判断し、社外取締役候補者としたしました。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

- (注) 1. 取締役候補者が所有する当社株式数欄のカッコ内の数値は、役員持株会における持分であります(1株未満切捨表示)。
2. 森山雅勝は、チームラボビジネスディベロップメント(株)、(株)ココアおよびマシンラーニング・ソリューションズ(株)の代表取締役社長を兼職しており、当社は各社との間に取引関係があります。
佐藤俊介は、ミーアンドスターズ(株)の代表取締役社長を兼職しており、当社は同社との間に取引関係があります。
その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各社外取締役候補者の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時点における期間であります。
4. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、オーウェン・マホニー、鳩山玲人および島田亨との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、オーウェン・マホニー、鳩山玲人および島田亨を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
6. 平成29年度において、当社はオーウェン・マホニーが兼職している(株)ネクソンから業務を受託しておりますが、この合計金額は、当社の連結売上高と比べて僅少(2%未満)であります。なお、当社から同社へ業務の委託はしておりません。したがって、同氏の独立性は十分に確保されていると判断しております。
平成29年度において、当社は島田亨が兼職している(株)USEN-NEXT HOLDINGSから業務を受託しておりますが、この合計金額は、当社の連結売上高と比べて僅少(2%未満)であります。なお、当社から同社へ業務の委託はしておりません。したがって、同氏の独立性は十分に確保されていると判断しております。
7. 当社の社外取締役の独立性の判断基準は、38頁をご参照ください。
8. 取締役候補者の「略歴・当社における地位・担当」内の「DEC」、「AE」、「DS」の各表記は、それぞれ「デジタルマーケティング・EC・コンタクトセンター」、「アカウントエグゼクティブ」、「ダイレクトセールス」の略称であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)の任期は、本総会終結の時をもって満了いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位・職位	候補者属性
1	なつ 夏 の 野 たけし 剛	社外取締役(監査等委員)	再任 社外 独立
2	よし 吉 だ 田 のぞむ 望	社外取締役(監査等委員)	再任 社外 独立
3	う 宇 だ 陀 えい 栄 じ 次	社外取締役(監査等委員)	再任 社外 独立

候補者
番号

1

再任

社外

独立

なつ の たけし
夏野 剛 (昭和40年3月17日)

所有する当社株式の数 60,000株
(10,906株)

在任期間10年

略歴・当社における地位・担当

昭和63年4月 東京ガス(株)入社
平成9年9月 エヌ・ティ・ティ移動通信網(株)(現株)
NTTドコモ)入社
平成17年6月 同社執行役員マルチメディアサービ
ス部長
平成20年5月 慶應義塾大学大学院政策・メディア
研究科特別招聘教授(現職)
平成20年6月 当社社外取締役
セガサミーホールディングス(株)社外
取締役(現任)
エヌ・ティ・ティレゾナント(株)非常
勤取締役(現任)
平成20年12月 (株)ドワンゴ取締役(現任)
平成21年6月 (株)ディー・エル・イー社外取締役(現任)
平成21年9月 グリー(株)社外取締役(現任)
平成22年12月 (株)U-NEXT(現株)USEN-NEXT
HOLDINGS)社外取締役(現任)

平成28年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)
平成28年8月 日本オラクル(株)社外取締役(現任)
平成29年6月 (株)Ubicomホールディングス社外取
締役(現任)

重要な兼職の状況

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別招聘教授
セガサミーホールディングス(株)社外取締役
エヌ・ティ・ティレゾナント(株)非常勤取締役
(株)ドワンゴ取締役
(株)ディー・エル・イー社外取締役
グリー(株)社外取締役
(株)USEN-NEXT HOLDINGS社外取締役
日本オラクル(株)社外取締役
(株)Ubicomホールディングス社外取締役

●社外取締役候補者とした理由

会社経営者や行政等の委員としての豊富な経験とメディア業界・インターネットサービス事業等の幅広い見識を有しており、当社がグローバルな事業経営を推進し、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社の経営および業務執行を監督する適切な人材と判断し、社外取締役候補者としたしました。

候補者
番号

2

再任

社外

独立

よし だ のぞむ
吉田 望 (昭和31年12月1日)

所有する当社株式の数 一株
(6,258株)
在任期間 8年

略歴・当社における地位・担当

昭和55年 4月 (株)電通入社
平成12年10月 (株)ノゾムドットネット代表取締役
(現任)
平成14年 1月 (株)コンセント非常勤取締役(現任)
平成16年 6月 (株)takibi代表取締役
平成20年 5月 (株)おだやかリビング代表取締役(現任)
平成22年 6月 当社社外取締役

平成23年 6月 (株)朝日ネット社外監査役(現任)
平成28年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)

重要な兼職の状況

(株)ノゾムドットネット代表取締役
(株)コンセント非常勤取締役
(株)おだやかリビング代表取締役
(株)朝日ネット社外監査役

●社外取締役候補者とした理由

会社経営者としての豊富な経験と広告業界・インターネットサービス事業等の幅広い見識を有しており、当社がグローバルな事業経営を推進し、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社の経営および業務執行を監督する適切な人材と判断し、社外取締役候補者としたしました。

招集
通知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

連
結
計
算
書
類

計
算
書
類

監
査
報
告

候補者
番号

3

再任

社外

独立

うだえいじ
宇陀栄次 (昭和31年8月3日)

所有する当社株式の数

一株
(一株)

在任期間 4年

略歴・当社における地位・担当

昭和56年 4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社
平成11年 1月 同社理事情報サービス産業事業部長
平成13年 1月 ソフトバンク・コマース(株)(現ソフト
バンク(株) 代表取締役社長
平成16年 3月 salesforce.com, Inc.
Senior Vice President
平成16年 4月 (株)セールスフォース・ドットコム代
表取締役社長
平成24年 4月 salesforce.com, Inc.
Executive Vice President
平成26年 6月 当社社外取締役
平成28年 3月 ユニファイド・サービス(株)代表取締
役会長

平成28年 4月 フォー・ユー・ライフケア(株)代表取締
役社長
平成28年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)
平成29年12月 ユニファイド・サービス(株)代表取締
役会長兼社長(現任)
平成30年 4月 フォー・ユー・ライフケア(株)取締役会
長(現任)

重要な兼職の状況

ユニファイド・サービス(株)代表取締役会長兼社長
フォー・ユー・ライフケア(株)取締役会長

● 社外取締役候補者とした理由

会社経営者としての豊富な経験とIT業界・インターネットサービス事業等の幅広い見識を有しており、当社がグローバルな事業経営を推進し、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社の経営および業務執行を監督する適切な人材と判断し、社外取締役候補者いたしました。

(注) 1. 社外取締役候補者が所有する当社株式数欄のカッコ内の数値は、役員持株会における持分であります(1株未満切捨表示)。

2. 各社外取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各社外取締役候補者の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時点における期間であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、夏野剛、吉田望および宇陀栄次との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、夏野剛、吉田望および宇陀栄次の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

5. 当社は、夏野剛、吉田望および宇陀栄次を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。全員の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
6. 平成29年度において、当社は夏野剛が兼職している(株)ドワンゴから業務を受託しておりますが、この合計金額は、当社の連結売上高と比べて僅少(2%未満)であります。なお、当社から同社へ業務の委託はしておりません。したがって、同氏の独立性は十分に確保されていると判断しております。
7. 当社の社外取締役の独立性の判断基準は、38頁をご参照ください。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

社外	つる もり み わ		
独立	鶴森美和 (昭和52年2月10日)	所有する当社株式の数	一株

略歴・重要な兼職の状況

平成18年10月 弁護士登録
フェアネス法律事務所入所
平成25年10月 内幸町法律事務所入所
平成29年4月 虎ノ門一丁目法律事務所弁護士(現職)

●社外取締役候補者とした理由

弁護士としての多様な経験と卓越した見識を有しており、当社がグローバルな事業経営を推進し、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社の経営および業務執行を監督する適切な人材と判断し、補欠社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

-
- (注) 1. 鶴森美和は、補欠の社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
2. 鶴森美和は、弁護士業務を旧姓(松谷)で行っております。
3. 鶴森美和と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 鶴森美和が社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。
5. 鶴森美和が社外取締役に就任した場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社の社外取締役の独立性の判断基準は、38頁をご参照ください。

(参考) 当社の社外取締役の独立性の判断基準は、以下のとおりであります。

1. 社外取締役が、現在および直近の過去3年間において、次に該当する者でないこと。

- ① 当社の主要な顧客（注1）または当社を主要な顧客とする事業者（注2）の業務執行者。
（注1）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該顧客に対する当社の売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える顧客とする。
（注2）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社に対する当該事業者の売上高の合計額が当該事業者の連結売上高の2%を超える事業者とする。
- ② 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計・税務の専門家または法律専門家（注3）。
（注3）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社からの報酬の合計額が1,000万円を超える者とする。
- ③ 当社から多額の寄付を得ている非営利団体（注4）の業務執行者。
（注4）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社からの寄附金の合計額が1,000万円を超えかつ当該寄付先の収入総額の2%を超える団体とする。
- ④ 当社の大株主（注5）またはその業務執行者。
（注5）当社の議決権総数の10%以上の議決権を有する者。

2. 社外取締役の2親等以内の近親者が、現在において、次に該当する者でないこと（重要でない者を除く）。

- ① 当社または当社子会社の業務執行者。
- ② 上記1. ①～④に該当する者。

以 上

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその結果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続いており、設備投資や個人消費も持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方、米國政権の政策動向、アジアにおける経済動向や地政学リスクなど、海外の政治・経済の不確実性の高まりに伴う景気の下振れ懸念があり、先行きは不透明な状況となっております。

当社グループが展開するサービスを取り巻く環境は、労働人口の減少、企業のグローバル化、チャットを中心としたデジタルコミュニケーションの拡大、IoT・AIといったデジタルテクノロジーの進展などを背景に、業務の効率化やコスト競争力の強化、売上拡大などにつながるアウトソーシングサービスの需要が拡大しております。このような状況の中、当社グループは、デジタルマーケティング、EC、コンタクトセンターを統合したDECサービスや、バックオフィス、設計開発などの業務を中心としたBPOサービスを積極的に展開し受注の増加につなげました。また収益面では、下半期にかけて先行していた投資コストの影響が薄れ、オペレーションセンターの稼働率も改善するなど収益性は改善基調で推移したものの、人件費を中心に将来の成長に向けた先行投資に伴う販売費及び一般管理費が増加しました。

当連結会計年度での主な取り組みは、新しいサービスの創出、サービス体制の強化を図り、将来の成長に向けた先行投資を実施しました。新しいサービス創出への取り組みとしては、DECサービス領域では、主要サービスのひとつとして注力している、「DEC (R) 」シリーズにつきまして、引き続き、機能やサービスラインナップの拡充を行いました。具体的には、リコールや情報漏えいなどの緊急事態発生時にチャットで窓口対応を行う「DECAds (デックアズ) for Emergency」を提供開始しました。また、クラウド型コンタクトセンタープラットフォーム「Contact-Link (コンタクトリンク) 」とDMPサービス「DECode (デコード) 」との連携により、顧客との会話ログとマーケティングデータの一元管理を実現し、コンタクトセンターの会話ログを活用した広告配信サービスを強化しました。さらに、メッセージャーアプリのLINEと連携したサービスの拡充を行いました。具体的には、LINEカスタマーコネクトの機能である「LINE to Call」 と「Call to LINE」 を活用した「LINE」 上での電話とチャットのハイブリッド型顧客サポートや、LINEとSalesforce Service Cloudを連携した顧客コミュニケーションサービス、株式会社電通デジタルと株式会社電通デジタルドライブとの共同で行うLINE向けマーケティング支援サービス等の提供を開始しました。またLINE株式会社と共同で「全国SNSカウンセリング協議会」を設立し、SNSを利用した相談窓口の開設や情報発信により、自殺やいじめ等の防止対策を支援していく事業を開始しました。その他、エンターテインメント業界に特化し、電子チケット

発券とマーケティング支援サービスを提供する子会社「playground」を設立し、電子チケット発券システム「QuickTicket」を起点とした新しいコミュニケーションサービスの提供を開始しました。また生活者と店舗・ブランドをつなぐプラットフォームである「Gotcha!mall」においては、株式会社ゾーンズメイト、株式会社カスミ、株式会社セブン&アイ・ホールディングスにて導入が決まりそれぞれ提供を開始しました。一方、BPOサービス領域においては、引き続き、最新のデジタル技術と創業から培ってきたオペレーショナル・エクセレンスをハイブリッドに融合した「Digital BPO (R) サービス」の開発、提供に注力し、業務のスピードアップと工数削減を同時に実現し、お客様企業の生産性向上に貢献していきます。

サービス体制強化への取り組みとしては、主に需要拡大を見据えたサービス拠点や組織体制の拡充を図りました。具体的には、中国に国内8拠点目となるコンタクトセンター「長沙センター」を新設しました。また、アマゾンジャパン合同会社およびその関連会社が提供する広告掲載サービス「Amazon マーケティングサービス」、および「Amazon アドバタイジングプラットフォーム」の運用専門スタッフからなる組織「Amazon向けアドマネジメントチーム」を仙台に設置しました。その他、情報セキュリティへの取り組みとして、タイの子会社において、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の国際規格であるISO/IEC 27001 : 2013の認証を取得しました。

以上の結果、当期の連結業績は、売上高266,645百万円となり前期比10.0%の増収となりました。利益につきましては、将来の成長に向けた先行投資に伴う販売費及び一般管理費の増加などの影響により、営業利益は6,092百万円となり前期比24.6%の減益となりました。また、経常利益は一部関連会社ののれんを一括償却したことにより「持分法による投資損失」が増加し1,802百万円となり前期比73.3%の減益となりました。特別損益についても「関係会社株式売却益」や「投資有価証券売却益」の減少と「投資有価証券評価損」の増加など一時的損失が発生したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は2,176百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益7,156百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

（単体サービス）

当社におけるアウトソーシングサービスの需要拡大などにより、売上高は203,097百万円と前期比4.9%の増収となりました。セグメント利益につきましては、将来の成長に向けた先行投資に伴う販売費及び一般管理費の増加などの影響により、5,834百万円と前期比30.5%の減益となりました。

（国内関係会社）

国内関係会社につきましては、一部子会社における受注の増加に伴い、売上高は18,797百万円と前期比0.2%の増収となりましたが、新規事業の立上コスト増加などにより、セグメント利益につきましては、256百万円と前期比43.9%の減益となりました。

(海外関係会社)

海外関係会社につきましては、中国、韓国におけるサービスの受注が好調に推移し、売上高は52,720百万円と前期比44.8%の増収となりました。セグメント損失につきましては、欧州子会社の一部事業の再構築、立上げ子会社等の新規連結によるマイナスインパクトがありました。中国子会社および韓国子会社の収益性改善の影響などによりセグメント損失は24百万円（前期はセグメント損失764百万円）と大幅に収益性は改善しました。

なお、セグメント損益につきましては、連結損益計算書における営業利益をベースにしております。

(2) 対処すべき課題

中期経営計画

デジタル技術の進展に伴い、デジタルで俊敏な企業が従来の業界にイノベーションを起こしています。新たな競争環境に対応すべく、お客様企業においては「多様化・デジタル化する顧客接点への対応」や「企業内ビジネスプロセスのデジタル化の加速」といった変革を推進することが不可避な状況となっています。当社はこうした環境の変化がさらなる事業成長の機会と捉えています。お客様企業の変革を支援するため、デジタル技術を活用した新しいサービスを提供すること、すなわち、「Global Digital Transformation Partner（お客様企業のよきデジタル・トランスフォーメーション・パートナー）」を目指す姿として企業メッセージに掲げ、新たに平成29年度から3か年の中期経営計画を策定し、次の3つの観点で諸施策を実行しております。

① サービスのイノベーション

お客様企業におけるデジタル・トランスフォーメーションを支援する上で核になる、二つの新たなサービスのイノベーションを推進します。一つは、スマートフォンを軸とし、マーケティングからセールス、顧客サポートまで、一人ひとりのお客様に合わせリアル・デジタルの顧客接点を最適化し、シームレスな顧客体験を実現することにより、当社グループにしかできない“DEC（デジタルマーケティング・EC・コンタクトセンター）”サービスを積極的に提供していきます。もう一つは、市場や消費者のデジタル化に対応すべく、デジタル技術による自動化や、デジタル・プラットフォームの活用により、お客様企業内のビジネスプロセスのデジタル化の支援を推進していきます。これら二つをシームレスにつなぐことにより、お客様企業の変革を売上拡大・コスト削減の両面から支援します。

② サービスのグローバル展開

当社グループの海外事業は、平成元年の米国への事業所開設に始まり、その後中国、韓国で開発業務のオフショア事業やローカル市場向けのコールセンター事業を中心に拡大し、平成16年以降はASEAN市場でも、現地財閥とのパートナーシップ等を通じて事業を展開しております。これまでに培った海外事業基盤を足がかりとして、サービスのイノベーションの成果をグ

グローバルにも展開し、日系企業を始めとしたお客様企業のグローバル展開を支援するとともに、各国ローカル企業からの受注獲得により成長機会を取り込んでまいります。中国、韓国、ASEANでの成長に加え、平成28年に子会社を設立した台湾、さらには欧州、南米への挑戦を行ってまいります。

③ お客様企業の戦略的パートナーへ

サービスのイノベーションやグローバル展開を加速させ、お客様企業の期待に応えるイノベーター的な提案を行うことで、お客様とともに成長し、お客様の成長戦略に欠かせない唯一無二のパートナーとなるべく切磋琢磨してまいります。お客様企業との間に長期的なパートナーシップを築くことにより、当社事業の更なる安定と成長拡大のための礎を築き、高収益・高成長、ひいては企業価値の向上を実現し、ステークホルダーの皆様からの期待に応えてまいります。

CSR推進活動

当社グループは、責任ある企業活動を通じて、当社が成長すると同時に経済・社会の発展に貢献していくことによって持続可能な企業価値の向上が実現されると考えており、CSR活動に積極的に取り組んでおります。社会貢献活動（人材育成支援、学術・教育の振興、地域雇用創出等）、環境活動（省エネルギー・省資源の推進、ヤンバルクイナ保護活動の支援等）、コンプライアンス、ダイバーシティの尊重（性別、国籍、障がいの有無等、多様なバックグラウンドをもった従業員がやりがいをもって活躍できる環境の実現）のほか、お客様企業へ品質の高いサービスを提供することで情報社会の利便性向上に貢献する等、社会課題・環境問題の解決に積極的に取り組み、当社のステークホルダーの皆様信頼される企業であり続けます。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(9) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 30 期 平成27年 3 月期	第 31 期 平成28年 3 月期	第 32 期 平成29年 3 月期	第 33 期 (当連結会計年度) 平成30年 3 月期
売 上 高 (百万円)	199,178	224,605	242,314	266,645
経 常 利 益 (百万円)	9,603	8,870	6,742	1,802
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) (百万円)	7,349	7,587	7,156	△2,176
1 株当たり当期純利益 又は1 株当たり当期純 損失 (△) (円)	178.65	184.45	172.92	△52.47
総 資 産 (百万円)	101,551	140,674	143,802	129,506
純 資 産 (百万円)	67,396	83,981	85,188	71,199
1 株当たり純資産額 (円)	1,580.91	1,967.29	1,969.70	1,630.39

(注) 1 株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出し、1 株当たり純資産額は期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 J ス ト リ ー ム	2,182百万円	53.78%	インターネットを利用したデータ配信サービス事業
応 用 技 術 株 式 会 社	600百万円	60.21%	GIS・製造業向けシステムインテグレーション事業
transcosmos Korea Inc.	5,302百万円	99.99%	韓国DECサービス事業等
上海特思尔大宇宙商務咨询有限公司	153百万円	100.00%	中国DECサービス事業等

(11) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

DECサービス事業

デジタルマーケティングサービス、ECワンストップサービス、コンタクトセンターサービスを統合し、多様化する企業と消費者の接点を、マーケティング、セールス、サポートの境目を無くすことで、顧客体験の向上を支援するサービス。長年培った消費者とのコミュニケーションのノウハウとデジタル技術、グローバルなサービスネットワークを融合し、お客様企業の顧客ロイヤルティの向上や売上・利益の拡大を支援します。

ビジネスプロセスアウトソーシングサービス事業

経理・財務や人事等のバックオフィス業務、受発注業務、情報システム運用保守業務、機械・建築設計業務等を支援するサービス。デジタル技術による自動化や、デジタルプラットフォームの活用でお客様企業のビジネスプロセスをシンプルにし、その運用を支援します。

(12) 主要な事業所等（平成30年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号
本部・支社・営業所・支店	大阪、名古屋、京都、和歌山、福岡、シリコンバレー
国内サービス拠点	札幌、函館、青森、仙台、宇都宮、川口、北柏、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、和歌山、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄
海外サービス拠点	中国、韓国、台湾、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、シンガポール、インド、UAE、南アフリカ、ハンガリー、イギリス、スウェーデン、ノルウェー、エストニア、デンマーク、フィンランド、ウクライナ、ドイツ、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ルーマニア、カナダ、アメリカ、アルゼンチン、チリ、コロンビア、ブラジル、メキシコ

(注) 上記には、当社のグループ会社の拠点を含めています。

(13) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	臨時雇用者数
単体サービス	10,609名	22,573名
国内関係会社	1,093名	965名
海外関係会社	13,173名	1,882名
合計	24,875名	25,420名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10,609名(22,573名)	1,084名増(1,340名増)	36歳2ヶ月	8年10ヶ月

(注) 1 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 前連結会計年度末と比較し、著しい増減のあったセグメントは以下のとおりであります。

- ・「単体サービス」・・・従業員数 1,084名増加、臨時雇用者数 1,340名増加
- ・「国内関係会社」・・・従業員数 115名減少、臨時雇用者数 112名減少
- ・「海外関係会社」・・・従業員数 5,299名増加、臨時雇用者数 2,536名減少

主な増減理由は、「単体サービス」における新卒採用および「国内関係会社」から当社への出向者が増加したことによる、セグメント間異動によるものであります。また、「海外関係会社」においては、新たに連結対象となった子会社の従業員を含めたことや、当連結会計年度より無期労働契約に伴う従業員の範囲を見直した結果、臨時雇用者から従業員へ区分変更を行ったためであります。

(14) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三井住友銀行	1,500
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,334
株式会社みずほ銀行	672

2 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数
150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数
48,794,046株（単元株式数100株）
- (3) 当事業年度末の株主数
12,727名（うち単元株式を有する株主数10,231名）
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
奥田 昌孝	5,910	14.3
奥田 耕己	5,498	13.3
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	3,916	9.4
公益財団法人トランスコスモス財団	3,753	9.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,704	6.5
平井 美穂子	1,463	3.5
GOVERNMENT OF NORWAY	985	2.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	732	1.8
有限会社HM興産	722	1.7
トランス・コスモス社員持株会	628	1.5

- (注) 1. 当社は、自己株式7,318千株保有しておりますが、上記上位10名の株主からは除外しており、持株比率は自己株式を控除して算出しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、小数第二位を四捨五入して表示しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項（平成30年3月31日現在）

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 グループCEO ファウンダー	奥 田 耕 己	グループ最高経営責任者
代表取締役会長 兼CEO	船 津 康 次	最高経営責任者 カドカワ(株) 社外取締役
代表取締役社長 兼COO	奥 田 昌 孝	最高業務執行責任者
取締役副社長執行役員	石 見 浩 一	海外事業統括責任者兼DEC統括担当兼サービス推進本部担当 兼サービス推進本部コンサルティング第二統括責任者 transcosmos Korea Inc. 取締役会長兼CEO 优趣汇(上海)供应链管理有限公司 董事
取締役専務執行役員	森 山 雅 勝	事業開発本部長
取締役専務執行役員	永 倉 辰 一	海外事業統括副責任者兼海外事業統括シリコンバレー支店長 兼transcosmos America, Inc. President, CEO PFWeb, Inc. Director
取締役専務執行役員	牟 田 正 明	営業統括責任者兼サービス推進本部担当兼DEC統括AE担当
取締役上席常務執行役員	高 野 雅 年	BPOサービス統括責任者兼サービス推進本部長
取締役上席常務執行役員 兼CFO	本 田 仁 志	本社管理総括責任者 优趣汇(上海)供应链管理有限公司 監事
取締役上席常務執行役員 兼CTO	白 石 清	サービス推進本部副本部長 (株)Jストリーム 取締役会長

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役上席常務執行役員 兼CMO	佐藤 俊介	DEC統括DECイノベーション担当兼DEC統括イノベーション推進本部長 (株)ピーグリー 社外取締役
取締役上席常務執行役員	神谷 健志	経営戦略本部長兼DEC統括副責任者兼DEC統括グローバルEC・DS推進本部長兼DEC統括グローバルEC・DS本部長
取 締 役	ラルフ・ブンシュ	グローバルEC戦略担当
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	夏野 剛	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特別招聘教授 (株)ドワンゴ 取締役 セガサミーホールディングス(株) 社外取締役 エヌ・ティ・ティレゾナント(株) 非常勤取締役 (株)ディー・エル・イー 社外取締役 グリー(株) 社外取締役 (株)USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役 日本オラクル(株) 社外取締役 (株)Ubicomホールディングス 社外取締役
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	吉田 望	(株)ノゾムドットネット 代表取締役 (株)コンセント 非常勤取締役 (株)おだやかリビング 代表取締役 (株)朝日ネット 社外監査役
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	宇陀 栄次	ユニファイド・サービス(株) 代表取締役会長兼社長 フォー・ユー・ライフケア(株) 代表取締役社長
社 外 取 締 役	オーウェン・マホニー	(株)ネクソン 代表取締役社長
社 外 取 締 役	鳩山 玲人	LINE(株) 社外取締役 ビジョン(株) 社外取締役 (株)鳩山総合研究所 代表取締役
社 外 取 締 役	島田 亨	(株)USEN-NEXT HOLDINGS 取締役副社長COO (株)USEN NETWORKS 代表取締役社長

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

取締役 向井宏之 平成29年6月20日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任

取締役 神谷健志 平成29年6月20日開催の第32回定時株主総会にて選任され就任

2. 取締役（監査等委員）夏野剛、吉田望および宇陀栄次は、会社経営者としての経験を通して、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を専属することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、社外取締役夏野剛、吉田望、宇陀栄次、オーウェン・マホニー、鳩山玲人および島田亨を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 責任限定契約について
当社は、社外取締役夏野剛、吉田望、宇陀栄次、オーウェン・マホニー、鳩山玲人および島田亨との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。
6. 取締役の「担当および重要な兼職の状況」内の「DEC」、「AE」、「DS」の各表記は、それぞれ「デジタルマーケティング・EC・コンタクトセンター」、「アカウントエグゼクティブ」、「ダイレクトセールス」の略称であります。

(2) 社外役員に関する事項

重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当社と当該兼職先との関係
取締役 (監査等委員)	夏野 剛	慶應義塾大学大学院 (株)ドワンゴ エヌ・ティ・ティレゾナント(株) セガサミーホールディングス(株) (株)ディー・エル・イー グリー(株) (株)USEN-NEXT HOLDINGS 日本オラクル(株) (株)Ubicomホールディングス	特別招聘教授 取締役 非常勤取締役 社外取締役 社外取締役 社外取締役 社外取締役 社外取締役	慶應義塾大学大学院、(株)ドワンゴ、エヌ・ティ・ティレゾナント(株)、グリー(株)、(株)USEN-NEXT HOLDINGSおよび日本オラクル(株)は当社との間に取引関係があります。 その他の会社と当社との間に特別な関係はありません。
	吉田 望	(株)ノゾムドットネット (株)おだやかリビング (株)コンセント (株)朝日ネット	代表取締役 代表取締役 非常勤取締役 社外監査役	(株)朝日ネットは当社との間に取引関係があります。 その他の会社と当社との間に特別な関係はありません。
	宇陀 栄次	ユニファイド・サービス(株) フォー・ユー・ライフケア(株)	代表取締役 代表取締役	ユニファイド・サービス(株)およびフォー・ユー・ライフケア(株)とは当社との間に特別な関係はありません。
取締役	オーウェン・マホニー	(株)ネクソン	代表取締役	(株)ネクソンと当社との間に取引関係があります。
	鳩山 玲人	(株)鳩山総合研究所 LINE(株) ビジョン(株)	代表取締役 社外取締役 社外取締役	LINE(株)は当社との間に取引関係があります。 その他の会社と当社との間に特別な関係はありません。
	島田 亨	(株)USEN-NEXT HOLDINGS (株)USEN NETWORKS	取締役 代表取締役	(株)USEN-NEXT HOLDINGSは当社との間に取引関係があります。 (株)USEN NETWORKSとは当社との間に特別な関係はありません。

(3) 社外役員の主な活動状況

当事業年度における取締役会および監査等委員会での主な活動状況

取締役会への出席の状況

社外取締役（監査等委員）			社外取締役		
夏野 剛	出席13回／13回		オーウェン・マホニー	出席12回／13回	
吉田 望	出席13回／13回		鳩山 玲人	出席13回／13回	
宇陀 栄次	出席13回／13回		島田 亨	出席13回／13回	

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第22条の規程に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面会議が3回ありました。

監査等委員会への出席の状況

社外取締役（監査等委員）		
夏野 剛	出席10回／12回	
吉田 望	出席12回／12回	
宇陀 栄次	出席12回／12回	

取締役会における発言の状況

社外取締役の各氏は、取締役会において、その豊富な専門的知識と経験を活かし、客観的かつ公正な立場から、重要な投資等の各決議事項および業務執行状況等の各報告事項について質問を行い、また、意見を述べました。

監査等委員会における発言の状況

社外取締役（監査等委員）の各氏は、監査等委員会において、取締役および使用人の職務の執行を監査する観点から、当社およびグループ会社の事業、経営管理の状況等について質問を行い、また、意見を述べました。

(4) 取締役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	17名 (3名)	438百万円 (51百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	48百万円 (48百万円)
合 計 （うち社外取締役）	20名 (6名)	486百万円 (99百万円)

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、年額800百万円であります。
（平成28年6月22日付定時株主総会決議）
2. 株主総会の決議による取締役（監査等委員）の報酬限度額は、年額60百万円であります。
（平成28年6月22日付定時株主総会決議）

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る報酬等の額（注）	98百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	143百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、transcosmos Korea Inc.および上海特思尔大宇宙商務咨询有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の法定監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項以外の業務である当社の関連会社に対する財務調査手続に係る業務についての対価を支払っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

6 会社の体制および方針

(1) 内部統制システムの基本方針

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス行動憲章、コンプライアンス行動指針およびコンプライアンス規程に基づいて職務を執行する。コンプライアンスに関する研修等を通じて、全取締役のコンプライアンスに対する意識をさらに高め、それに基づいて職務の執行を徹底する。

取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、原則として月1回開催する。取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、監査等委員である取締役は取締役の職務の執行を監査する。

内部統制関連法規の施行を受けて、内部統制システムの構築に関する基本計画を再策定し、弁護士、公認会計士等の外部のアドバイザーの協力の下、内部統制システムのさらなる充実を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な意思決定および報告に関しては、取締役会規程に基づいて実施する。

職務の執行に係る文書その他の情報については、稟議規程、文書管理規程、契約書取扱規程、情報管理規程、情報セキュリティ管理規程の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しも行う。

これらの事務については、稟議規程・文書管理規程・契約書取扱規程は管理本部長が所管、情報管理規程・情報セキュリティ管理規程はコンプライアンス推進部長が所管し、運用状況の検証、見直しの経過等、適宜取締役会に報告する。

なお、業務を効率的に推進するために、業務システムの合理化やIT化をさらに推進する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査室は、代表取締役社長および監査等委員会の指揮命令のもと、内部監査規程に基づいて監査実施項目および方法を検討して監査計画を立案し、計画に基づく監査を行い、監査結果を報告する。

内部監査室の監査により法令定款違反が発見された場合、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は代表取締役社長および監査等委員会に速やかに報告することとする。

リスク管理は、リスクマネジメント基本規程に基づいてコンプライアンス推進部が担当する。

各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、損失の危険を発見した場合には速やかにコンプライアンス推進部に報告される体制を構築する。リスク情報の収集を容易にするため、コンプライアンス推進部の存在意義を従業員に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には速やかに組織を通じて報告するよう指導する。

内部通報制度規程を整備し、ヘルプライン等の設置により内部告発者が情報提供をしやすい環境を整備する。内部通報制度では、取締役および使用人が監査等委員会へ直接通報等することができる体制をもって、組織的または個人的な不正・違法行為等に関する通報または相談の適正な処理を実施する。これにより、当社の業務に関する不正・違法行為等の不祥事の未然防止と良好な職場秩序を維持することで、顧客・ステークホルダー等の信頼を確保するとともに、あらゆる不祥事の早期発見と是正を図る。

プライバシーマーク、その他個人情報保護規程等に基づき情報管理体制の充実を図る。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制**

年次計画、中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに担当する組織とその業績目標を明確化し、取締役会において目標達成をレビューし結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保し、また業績に連動した評価・報酬を実施する。

取締役会規程、職務権限運用要領および稟議規程に基づいて取締役の決裁権限と責任を明確にする。

取締役会は執行役員の業務の執行状況を管理・監督する。

経営会議規程に基づき取締役会から委任を受けた重要な事項については代表取締役で構成される経営会議において慎重かつ迅速に意思決定を行う。

⑤ **使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス行動憲章、コンプライアンス行動指針およびコンプライアンス規程を全使用人に遵守させる体制を整備する。

また、コンプライアンス行動指針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

コンプライアンス推進部は、その担当役員を責任者として定期的にコンプライアンスプログラムを策定・実施し、使用人に対し、コンプライアンスに関する研修の実施、マニュアルの作成・配布等を通じ、コンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンスを遵守する意識を醸成する。

⑥ **子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社が定める関係会社管理規程に基づいて子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について、当社へ定期的に報告する社内体制を整備する。

⑦ **子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社および子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）のリスク情報の有無を確認するために、子会社を担当する当社の各部門は、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況に応じて必要なリスク管理を行う。

子会社を担当する当社の各部門が、子会社における損失の危険の発生を把握した場合には、速やかに発見した損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の代表取締役へ報告する。

⑧ **子会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、子会社に当該年次計画の作成を義務付け、予算配分等を定める。子会社の業績目標を明確化させ、業務の効率性を確保する社内体制を整備する。

- ⑨ **子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
当社は、子会社へ取締役または監査役を派遣し、派遣役員は子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営を管理する。当社の関係会社に対する経営管理部門は、関係会社管理規程に基づき、内部監査室と協力して子会社の監査を行い、子会社を指導する。
当社が重要と判断する子会社においては、毎年、その取締役や従業員に対し、当社と同等のコンプライアンス研修を実施する。
- ⑩ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の取締役からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査等委員会の職務は内部監査室が補助する。内部監査室は、監査等委員会の指揮・監督のもと監査等委員会の監査業務をサポートする。内部監査室に所属する主要な使用人の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。
当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- ⑪ **取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
取締役および使用人は、以下のような項目を定期的に監査等委員会に報告することとし、監査等委員である取締役は取締役会や重要な会議に出席して報告を受ける。
・取締役会決議事項、報告事項
・月次、四半期、通期の業績、業績見通しおよび経営状況
・重要な開示資料の内容
・重要な組織・人事異動
・当社に著しい損失を与えるおそれのある事項
・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
・内部監査室、コンプライアンス推進部の活動状況
・その他、重要な稟議・決裁事項
このほか、監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じた場合には、速やかに報告する体制を整備する。
- ⑫ **当社グループの役職員が当社の監査等委員会に報告するための体制**
当社グループの役職員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。ただし、法令等の重大な違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、速やかに当社の監査等委員会に対して報告を行う社内体制を整備する。
当社子会社の内部通報制度の担当部署は、当社子会社の役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査等委員会に対して報告する。
- ⑬ **監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
当社は、監査等委員会に前2項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑭ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
当社は、監査等委員がその職務執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑮ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
取締役および使用人は監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
代表取締役は、監査等委員会と定期的な意見交換を行うとともに、監査等委員会が内部監査室との適切な意思疎通および効果的な監査業務を実施するための体制を構築する。

⑯ **適時適正開示を行うための体制**
適時開示規程に基づき、役職員に周知徹底を図るとともに、当社グループでの開示情報のレポートラインを構築する。経営会議において内容の適正性を確保し、適時適正開示を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① **コンプライアンス**
取締役および使用人に対し、コンプライアンスに関する研修の実施、マニュアルの作成・配布等を通じ、コンプライアンス意識の浸透を図り、コンプライアンスを遵守する意識を醸成する取り組みを継続的に行っております。また内部通報窓口の設置により内部告発者が情報提供をしやすい環境を整備しております。

② **リスクマネジメント**
当社および子会社からの事業の報告については、取締役会への定期的な報告のみならず、社内の重要な会議で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点については都度関係部署への指示を行い対策を実施しております。
また、リスクマネジメント基本規程を定めて、リスク管理体制の強化を推進しております。

③ **財務報告に係る内部統制**
金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しております。当事業年度において開示すべき重要な不備は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されております。

④ **内部監査**
内部監査計画に基づき業務監査を実施し、業務の適正化に努めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① **基本方針の内容**
当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値については株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。
当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がな

された場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、お客様の満足度の大きさに価値を置き、企業価値の維持・向上に努めております。当社の企業価値の源泉は、①情報処理アウトソーシングビジネスの先駆けとして創業以来蓄積してきた総合的な「IT活用力」、②環境変化に即応し最新技術を創意工夫で融合させてゆくことのできる「人」の存在、③独立系企業としての強みを生かして構築された様々な「顧客との間の安定的・長期的な信頼関係」、にあると考えております。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取り組みの具体的な内容の概要

ア. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

中期経営計画

デジタル技術の進展に伴い、デジタルで俊敏な企業が従来の業界にイノベーションを起こしています。新たな競争環境に対応すべく、お客様企業においては「多様化・デジタル化する顧客接点への対応」や「企業内ビジネスプロセスのデジタル化の加速」といった変革を推進することが不可避な状況となっています。当社はこうした環境の変化がさらなる事業成長の機会と捉えています。お客様企業の変革を支援するため、デジタル技術を活用した新しいサービスを提供すること、すなわち、「Global Digital Transformation Partner（お客様企業のよきデジタル・トランスフォーメーション・パートナー）」を目指す姿として企業メッセージに掲げ、新たに平成29年度から3か年の中期経営計画を策定し、諸施策を実行しております。

具体的な取り組みにつきましては、前記「1 企業集団の現況に関する事項 (2) 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役会の監督機能を高めることによりコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り企業価値を向上させることを目的として、株主の皆様のご承認を得て平成28年6月に監査等委員会設置会社に移行いたしました。現在、19名の取締役のうち6名を独立性のある社外取締役とし、経営に対する監督機能を一層強化する体制となりました。

取締役会の運営面では、構成員である取締役が各々の判断で意見を述べ活発な議論が行われているほか、社外取締役の経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言等を得ております。また、当社は、執行役員制を導入

しており、取締役会が担っている「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離し、取締役会は「意思決定・監督機能」を担い、「業務執行機能」は執行役員が担うこととしております。これにより業界特有の経営環境の変化に柔軟に対処できる意思決定の迅速化ときめ細かい業務執行を実現しています。監査等委員につきましては、社外取締役3名により監査等委員会を構成し、取締役会等の重要な会議に出席するほか、内部統制部門を通じて、内部統制システムが適切に構築・運営されているか監視することで、当社および国内外子会社への監査を実施し、取締役の職務執行の監査を行っております。また、監査等委員会は、監査等委員でない取締役の指名・報酬について、その決定プロセスを監督しております。

イ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの具体的な内容の概要

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会決議および平成27年6月24日開催の第30回定時株主総会決議に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を、更新いたしました。本プランの概要については、次のとおりであります。

本プランの概要

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買取者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会には、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております

なお、本プランの有効期間は、平成27年6月24日開催の第30回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされております。

上記の取り組みを更新するものとして、平成30年6月21日開催の第33回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件」につき、議案を上程する予定であります。その詳細につきましては、本招集ご通知の株主総会参考書類をご参照ください。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	84,733	流動負債	45,203
現金及び預金	31,937	買掛金	11,474
受取手形及び売掛金	42,238	短期借入金	1,286
商品及び製品	2,595	一年内償還予定の社債	7
仕掛品	914	一年内返済予定の長期借入金	1,737
貯蔵品	42	未払金	5,202
繰延税金資産	1,744	未払費用	13,404
その他の貸倒引当金	5,566	未払法人税等	2,352
	△304	未払消費税	3,759
固定資産	44,772	未前受金	1,197
有形固定資産	10,276	賞与引当金	3,639
建物及び構築物	4,738	その他の	1,140
車両運搬具	37	固定負債	13,103
工具器具備品	4,035	社債	32
土地	840	転換社債型新株予約権付社債	10,027
リース資産	566	長期借入金	1,796
建設仮勘定	58	繰延税金負債	549
無形固定資産	6,238	退職給付に係る負債	26
のれん	3,570	長期預り保証金	29
ソフトウェア	2,215	その他の	643
リース資産	16	負債合計	58,307
ソフトウェア仮勘定	104	純資産の部	
その他の貸倒引当金	332	株主資本	65,477
投資その他の資産	28,257	資本金	29,065
投資有価証券	4,654	資本剰余金	18,263
関係会社株	9,482	利益剰余金	33,381
関係会社出資	6,664	自己株	△15,234
長期貸付金	388	その他の包括利益累計額	2,144
繰延税金資産	80	その他有価証券評価差額金	1,265
差入保証金	6,604	為替換算調整勘定	878
その他の貸倒引当金	880	新株予約権	3
	△499	非支配株主持分	3,574
資産合計	129,506	純資産合計	71,199
		負債及び純資産合計	129,506

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		266,645
販売	原価		219,377
売上	総利益		47,267
販売	及び一般管理費		41,175
営業	業利益		6,092
営業	外収益		
受取	利息	69	
受取	当金	31	
投資	運用	49	
雇用	成金	134	
その他	の	152	437
営業	外費用		
支持	利息	39	
分法	による	4,448	
の	投資損	238	
その他	の		4,727
経常	利益		1,802
特別	利益		
投資	証券	328	
関係	株式	1,009	
分	売却	153	
の	利益	71	1,563
特別	損失		
減損	証券	213	
投資	株式	1,216	
関係	売却	623	
分	評価	241	
の	損失	26	2,321
税金等調整前	当期純利益		1,044
法人税、住民税及び事業税		2,845	
法人税等調整額		207	3,052
当期純損			2,008
非支配株主に帰属する当期純利益			168
親会社株主に帰属する当期純損失			2,176

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			資 本	
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	29,065	18,908	37,737	△15,232	70,478
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動					
剰 余 金 の 配 当			△2,156		△2,156
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失			△2,176		△2,176
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
連 結 範 囲 の 変 動			158		158
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減		△644			△644
持 分 法 の 適 用 範 囲 の 変 更			△180		△180
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					—
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	△644	△4,355	△1	△5,001
当 期 末 残 高	29,065	18,263	33,381	△15,234	65,477

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 合 計			
当 期 首 残 高	6,509	5,193	△485	11,217	3	3,489	85,188
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動							
剰 余 金 の 配 当				—			△2,156
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失				—			△2,176
自 己 株 式 の 取 得				—			△1
自 己 株 式 の 処 分				—			0
連 結 範 囲 の 変 動				—			158
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減				—			△644
持 分 法 の 適 用 範 囲 の 変 更				—			△180
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△5,243	△5,193	1,364	△9,072	—	84	△8,987
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△5,243	△5,193	1,364	△9,072	—	84	△13,989
当 期 末 残 高	1,265	—	878	2,144	3	3,574	71,199

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 70社

主要な連結子会社の名称

株式会社 J ストリーム、応用技術株式会社、transcosmos Korea Inc.

上海特思尔大宇宙商務咨询有限公司

なお、当連結会計年度の連結子会社の異動は次のとおりであります。

(新規)

- ・ transcosmos online communications株式会社 (重要性が増したため)
- ・ 大宇宙設計開発 (大連) 有限公司 (重要性が増したため)
- ・ 大宇宙情報系統 (本溪) 有限公司 (重要性が増したため)
- ・ 大慶大宇宙設計開発有限公司 (重要性が増したため)
- ・ TRANSCOSMOS (MALAYSIA) SDN.BHD. (重要性が増したため)
- ・ TRANSCOSMOS TECHNOLOGIC ARTS CO.,LTD (重要性が増したため)
- ・ 株式会社イノコス (新規取得)
- ・ transcosmos Poland sp. z.o.o. (平成29年4月、設立)
- ・ Ookbee Mall Asia Holdings Pte. Ltd. (重要性が増したため)
- ・ Ookbee Mall (Thailand) Co.,Ltd. (重要性が増したため)
- ・ 台湾特思尔大宇宙股份有限公司 (重要性が増したため)
- ・ playground株式会社 (重要性が増したため)

(除外)

- ・ 株式会社アップアローズ (平成29年6月29日、清算終了)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

上海欧翼文化传播有限公司 他

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) および利益剰余金 (持分に見合う額) 等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 14社

主要な持分法適用会社の名称

优趣汇 (上海) 供应链管理有限公司、PFSweb Inc.

なお、当連結会計年度の持分法適用会社の異動は次のとおりであります。

(新規)

- ・ Vaimo AB (重要性が増したため)
- ・ Anchanto Pte. Ltd. (重要性が増したため)

(除外)

- ・ 上海発網供應鏈管理有限公司 (全保有株式売却)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社 (上海欧翼文化传播有限公司 他) は、当期純損益 (持分に見合う額) および利益剰余金 (持分に見合う額) 等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

(決算日 12月31日)

- ・ 応用技術株式会社
- ・ 大宇宙ジャパン株式会社
- ・ 株式会社caramo
- ・ transcosmos America,Inc.
- ・ transcosmos Korea Inc.
- ・ 大宇宙情報創造(中国)有限公司
- ・ 大宇宙情報系統(上海)有限公司
- ・ 大宇宙當鍵創信息咨询(上海)有限公司
- ・ 大宇宙設計開発(大連)有限公司
- ・ 大宇宙情報系統(本溪)有限公司
- ・ 大慶大宇宙設計開発有限公司
- ・ 大宇宙商業服務(蘇州)有限公司
- ・ 蘇州大宇宙情報創造有限公司
- ・ 北京特朗思信息技术服務有限公司
- ・ 特思尔大宇宙(北京)投資咨询有限公司
- ・ 上海特朗思大宇宙信息技术服務有限公司
- ・ 上海特思尔大宇宙商務咨询有限公司
- ・ 好特数碼技術(天津)有限公司
- ・ 濟南大宇宙情報創造有限公司
- ・ 台湾特思尔大宇宙股份有限公司
- ・ Transcosmos Digital Marketing Cayman Co., Ltd.
- ・ Shine Harbour Ltd.
- ・ Transcosmos Information Creative Holdings
- ・ TRANSCOSMOS (MALAYSIA) SDN.BHD.
- ・ transcosmos Asia Pacific Pte.Ltd.
- ・ SOCIAL GEAR PTE LTD
- ・ Ookbee Mall Asia Holdings Pte. Ltd.
- ・ Ookbee Mall (Thailand) Co.,Ltd.
- ・ transcosmos (Thailand) Co.,Ltd.
- ・ TCT Holdings Co., Ltd.
- ・ TCT Services Co., Ltd.
- ・ transcosmos artus company limited
- ・ Astropolis Inc.
- ・ transcosmos Asia Philippines inc.
- ・ Transcosmos Vietnam Co., Ltd.
- ・ TRANSCOSMOS TECHNOLOGIC ARTS CO.,LTD
- ・ TRANSCOSMOS (UK) LIMITED
- ・ Transcosmos Information Systems Group Limited
- ・ Transcosmos Information Systems Limited
- ・ Transcosmos Information Systems Inc (Philippines)
- ・ Transcosmos Information Systems Inc (USA) (旧Merlin IT Support Inc)
- ・ TRANSCOSMOS INFORMATION SYSTEMS SRL
- ・ Transcosmos information Systems Kft (旧Merlin-IT Hungary Information Technology Support Services kft)
- ・ transcosmos Poland sp. z.o.o.
- ・ Merlin Services Informatiques SARL
- ・ Helpmagic Ltd

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(決算日 9月30日)

- ・ キャリアインキュベーション株式会社

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法
子会社株式および関連会社株式
持分法非適用の非連結子会社株式および関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法
その他有価証券
時価のあるもの
連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法に基づく原価法
投資事業有限責任組合等に対する出資金
当該投資事業有限責任組合等の直近事業年度における純資産の当社持分割合で評価
- (2) デリバティブ……………時価法
- (3) たな卸資産の評価基準および評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
商品及び製品……………総平均法
仕掛品……………個別法
貯蔵品……………最終仕入原価法
- (4) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産……………建物
（リース資産を除く）
a 平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
b 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定額法によっております。
c 平成19年4月1日以後に取得したもの
定額法によっております。
建物附属設備および構築物
a 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
b 平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの
定率法によっております。
c 平成28年4月1日以後に取得したもの
定額法によっております。
上記以外の有形固定資産
a 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
b 平成19年4月1日以後に取得したもの
定率法によっております。
在外連結子会社は主として定額法を採用しております。
また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却しております。

- 無形固定資産……………主として定額法を採用しております。
 (リース資産を除く) ……ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては、販売開始後3年以内の見込販売数量を基準に償却しておりますが、その償却額が残存有効期間に基づく均等配分額に満たない場合は、その均等配分額を最低限として償却しております。
- リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (5) 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………当社および連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「非支配株主持分」に含めております。
- ② 消費税等の会計処理
 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ③ 重要な収益および費用の計上基準
 受注制作のソフトウェアに係る収益および費用の計上基準
 当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては進行基準(進捗率の見積りは原価比例法等)を、その他のものについては完成基準を適用しております。
- ④ のれんの償却方法および償却期間
 5年間および10年間の定額法により償却しております。なお、のれんの効果が見込まれない状況が発生した場合には、相当の減額を行っております。

5. 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外費用の「為替差損」(当連結会計年度1百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「持分変動利益」(前連結会計年度157百万円)は、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」(前連結会計年度29百万円)は、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

18,208百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式(株)	48,794,046	—	—	48,794,046

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式(株)	7,317,754	683	73	7,318,364

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

683株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の売却による減少

73株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,156	52	平成29年 3月31日	平成29年 6月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	953	23	平成30年 3月31日	平成30年 6月22日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資については業務または資本提携等、事業推進上の要請に基づき株式投資を行うほか、余資運用は預金等の元本確保を基本とした運用を行っております。資金調達に際しては銀行借入や社債、株式発行など状況に応じて最適と思われる手法を選択しております。また、デリバティブ取引は、事業活動上生じる市場リスクを回避するため、金利スワップ取引、通貨スワップ取引および為替予約取引に利用しており投機を目的としたデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は、主に業務または資本提携等に関連する株式であります。これらは、市場価格の変動リスク、投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や投資先企業の財務諸表等を把握し、適正に評価の見直しを行うと共に投資価値の回収に努めております。

営業債務である買掛金および未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は設備投資等の長期性投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、当社グループの与信を毀損することの無いよう各社が月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理すると共に債務履行を万全なものとするためコミットメントライン契約を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	31,937	31,937	－
(2) 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	42,238	42,238	－
(3) 有 価 証 券 及 び 投 資 有 価 証 券			
そ の 他 有 価 証 券	2,481	2,481	－
(4) 関 係 会 社 株 式	3,685	28,585	24,900
(5) 買 掛 金	△11,474	△11,474	－
(6) 短 期 借 入 金	△1,286	△1,289	△3
(7) 未 払 費 用	△13,404	△13,404	－
(8) 社 債	△39	△39	△0
(9) 転換社債型新株予約権付社債	△10,027	△10,100	△72
(10) 長 期 借 入 金	△3,534	△3,542	△8

(*) 負債に計上されているものについては、△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券、ならびに(4)関係会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 買掛金、および(7)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 短期借入金
短期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間および信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (8) 社債
社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。
- (9) 転換社債型新株予約権付社債
当社の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。
- (10) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を当該借入金の残存期間および信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額14,635百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」および「(4)関係会社株式」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,630円39銭
2. 1株当たり当期純損失	52円47銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	53,532	流 動 負 債	32,120
現金及び預金	15,727	買掛金	9,728
受取手形	35	一年内返済予定の長期借入金	1,666
売掛金	32,080	未払金	2,988
仕掛品	508	未払費用	8,489
貯蔵品	262	未払法人税等	1,842
前渡金	13	未払消費税等	2,987
前払費用	305	前受金	753
未収入金	1,429	預り金	350
繰延税金資産	245	賞与引当金	3,148
その他の金	1,433	その他の	165
貸倒引当金	1,601	固 定 負 債	12,574
	△111	転換社債型新株予約権付社債	10,027
固 定 資 産	52,936	長期借入金	1,668
有 形 固 定 資 産	5,853	債務保証損失引当金	319
建物	2,933	繰延税金負債	219
工具器具備品	1,895	その他の	339
土地	707	負 債 合 計	44,694
その他の	317	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,167	株 主 資 本	60,738
ソフトウェア	1,040	資 本 金	29,065
電話加入権	95	資 本 剰 余 金	20,803
その他の	31	その他資本剰余金	20,803
投 資 其 他 の 資 産	45,915	利 益 剰 余 金	26,103
投資有価証券	4,021	利益準備金	1,669
関係会社株式	27,908	その他利益剰余金	24,433
関係会社出資金	6,315	繰越利益剰余金	24,433
関係会社長期貸付金	4,973	自 己 株 式	△15,234
差入保証金	3,926	評価・換算差額等	1,036
その他の	418	その他有価証券評価差額金	1,036
貸倒引当金	△1,648	純 資 産 合 計	61,774
資 産 合 計	106,469	負 債 及 び 純 資 産 合 計	106,469

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		203,097
売上原価		167,422
売上総利益		35,675
販売費及び一般管理費		29,840
営業利益		5,834
営業外収益		
受取利息	140	
受取配当金	764	
為替差益	135	
その他の	193	1,234
営業外費用		
支払利息	9	
貸倒引当金繰入額	527	
債務保証損失引当金繰入額	82	
その他の	192	811
経常利益		6,257
特別利益		
投資有価証券売却益	280	
関係会社株式売却益	138	
企業立地助成金等	68	488
特別損失		
投資有価証券評価損	1,176	
関係会社株式評価損	5,300	
その他の	8	6,485
税引前当期純利益		260
法人税、住民税及び事業税	2,131	
法人税等調整額	60	2,191
当期純損失		1,931

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	29,065	20,803	20,803	1,453	28,737	30,190
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			—	215	△2,372	△2,156
当 期 純 損 失			—		△1,931	△1,931
自 己 株 式 の 取 得			—			—
自 己 株 式 の 処 分		0	0			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			—			—
事業年度中の変動額合計	—	0	0	215	△4,303	△4,087
当 期 末 残 高	29,065	20,803	20,803	1,669	24,433	26,103

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△15,232	64,827	384	384	65,212
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△2,156		—	△2,156
当 期 純 損 失		△1,931		—	△1,931
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1		—	△1
自 己 株 式 の 処 分	0	0		—	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—	651	651	651
事業年度中の変動額合計	△1	△4,089	651	651	△3,437
当 期 末 残 高	△15,234	60,738	1,036	1,036	61,774

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

投資事業有限責任組合等に対する出資金

当該投資事業有限責任組合等の直近事業年度における純資産の当社持分割合で評価

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品……………総平均法

仕掛品……………個別法

貯蔵品……………最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………建物

（リース資産除く）

a 平成10年3月31日以前に取得したものの
旧定率法によっております。

b 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものの
旧定額法によっております。

c 平成19年4月1日以後に取得したものの
定額法によっております。

建物附属設備および構築物

a 平成19年3月31日以前に取得したものの
旧定率法によっております。

b 平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したものの
定率法によっております。

c 平成28年4月1日以後に取得したものの
定額法によっております。

上記以外の有形固定資産

a 平成19年3月31日以前に取得したものの
旧定率法によっております。

b 平成19年4月1日以後に取得したものの
定率法によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却の終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産…………… (リース資産除く)	定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
リース資産……………	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……………	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
債務保証損失引当金……………	関係会社に対する保証債務の履行による損失に備えるため、保証履行の可能性の高い債務保証につき、求償権の行使による回収可能性を検討して、損失見込相当額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

受注制作のソフトウェア に係る収益および費用の 計上基準……………	当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を、その他のものについては完成基準を適用しております。
---	---

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1)外貨建の資産および負債の……………外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨本邦通貨への換算の基準に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2)消費税等の会計処理……………消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 表示方法の変更

(損益計算書関係)

前事業年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「企業立地助成金等」(前事業年度136百万円)は、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

貸借対照表に関する注記

1. 債務保証

金融機関からの借入債務に対する保証	
Transcosmos Information Systems Group Limited	297百万円
上海特思尔大宇宙商務咨询有限公司	355百万円
関係会社からの預り債務に対する保証	
ティーシーアイ・ビジネス・サービス株式会社	1,189百万円
リース契約債務に対する保証	
Ookbee Mall (Thailand) Co.,Ltd.	81百万円
計	1,923百万円

上記のほか、当社の関係会社である株式会社caramoの出店契約について、連帯保証を行っております。

(注) 外貨建の債務保証については、決算日の為替相場により換算しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,696百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く）

関係会社に対する短期金銭債権	1,019百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1,191百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業収益	312百万円
営業費用	8,346百万円
営業取引以外の取引高	880百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式（株）	7,317,754	683	73	7,318,364

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

 単元未満株式の買取による増加 683株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

 単元未満株式の売却による減少 73株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	964百万円
未払事業税	242百万円
未払社会保険料	142百万円
関係会社株式評価損	3,273百万円
投資有価証券評価損	1,146百万円
貸倒引当金	538百万円
減価償却超過額	103百万円
債務保証損失引当金	97百万円
減損損失	92百万円
その他	269百万円
小計	6,871百万円
評価性引当額	5,187百万円
繰延税金資産合計	1,684百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	464百万円
その他	6百万円
繰延税金負債合計	470百万円
繰延税金資産の純額	1,213百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社および法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	資本金または出資額	事業の内容及び関係	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ティーシーアイ・ビジネス株式会社	100百万円	国内関係会社	所有直接100.0	債務保証	債務保証(注)1	1,189	-	-
子会社	TCT Services Co., Ltd.	1百万円	海外関係会社	所有間接100.0	資金の融資	資金の貸付(注)2	184	関係会社短期貸付金	184
						回収等	115	関係会社長期貸付金	1,753
子会社	TRANSCOSMOS (UK) LIMITED	6百万円	海外関係会社	所有直接100.0	資金の融資	資金の貸付(注)2	-	関係会社短期貸付金	223
								関係会社長期貸付金(注)3	1,357

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1 関係会社からの預り債務に対する保証であります。
 2 貸付金については市場金利等および調達金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。
 3 関係会社長期貸付金に対し、当事業年度において349百万円の貸倒引当金繰入額を計上し、当事業年度末現在、同額の引当金残高となっております。
 4 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。
 5 議決権等の所有(被所有)割合は、小数第二位を四捨五入しております。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員および個人主要株主等

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,489円42銭
- 1株当たり当期純損失 46円56銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

トランス・コスモス株式会社
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本昌弘	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千代田義央	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木直幸	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トランス・コスモス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トランス・コスモス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

トランス・コスモス株式会社
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本昌弘	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千代田義央	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木直幸	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トランス・コスモス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月15日

トランス・コスモス株式会社 監査等委員会

監査等委員	宇陀 栄次	㊦
監査等委員	夏野 剛	㊦
監査等委員	吉田 望	㊦

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

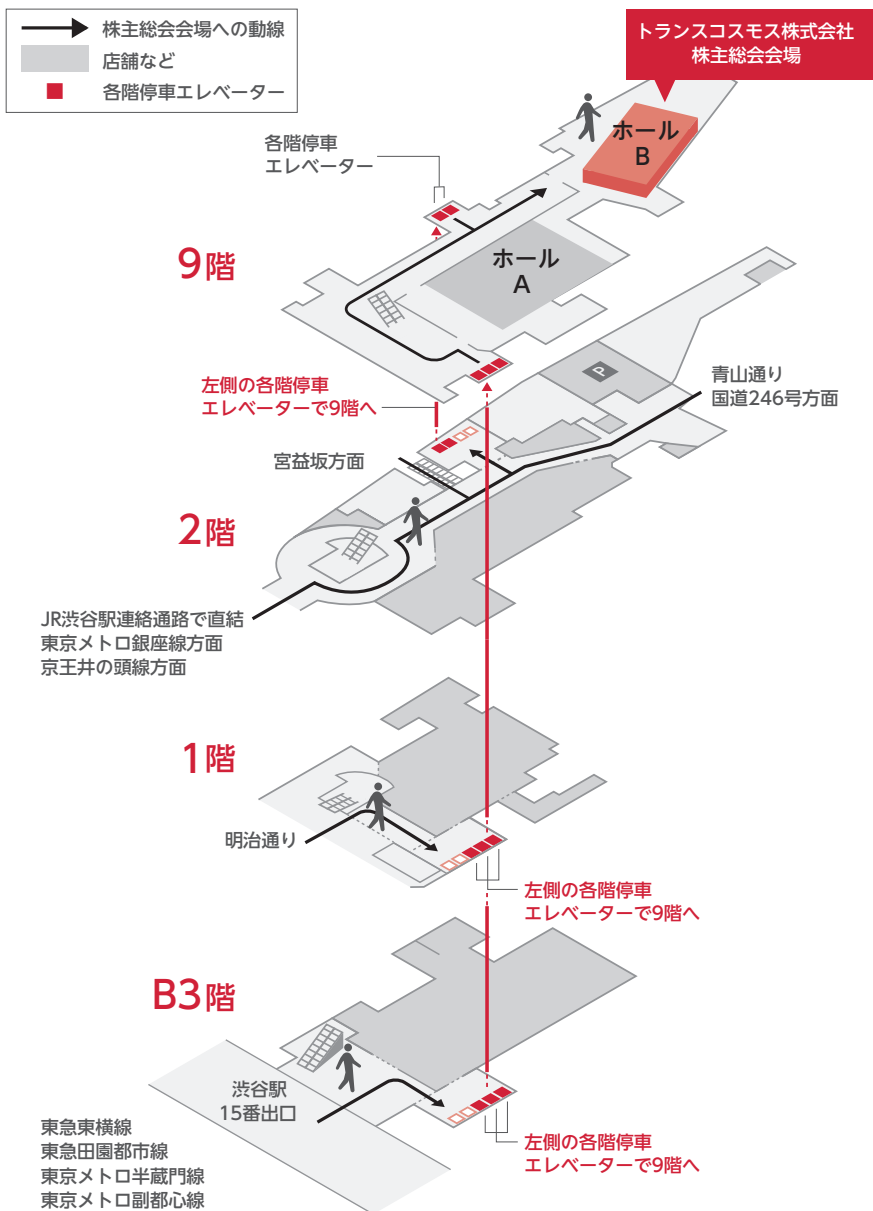
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

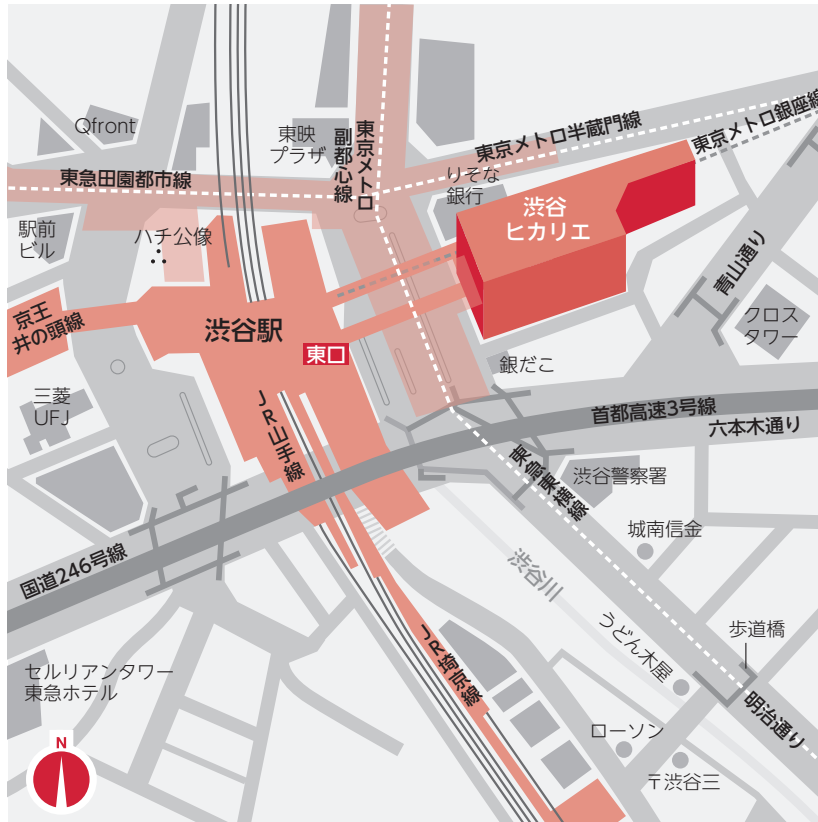
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

駅から株主総会会場までのご案内図



株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
渋谷ヒカリエ9階 ヒカリエホールB



交通のご案内

- ・東急東横線・田園都市線、東京メトロ半蔵門線・副都心線「渋谷駅」15番出口直結
 - ・JR線、東京メトロ銀座線、京王井の頭線「渋谷駅」2階連絡通路直結
- 車でお越しの場合は、駐車券のご用意はございませんのでご了承ください。**

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

